

# 温泉保養事業実施要項

片品村社会福祉協議会

1. 目的 高齢者及び身体障害者の福祉増進
  2. 実施主体 片品村社会福祉協議会
  3. 対象者 70才以上の独り暮らし高齢者  
70才以上の二人暮らし高齢者（夫婦とも満70才以上）  
75才以上の高齢者（同居家族がいても良い）  
身体障害者手帳 1・2級 保持者（同居家族がいても良い）
  4. 利用施設 村営温泉センター・ささの湯・ぷらり館・加羅倉館
  5. 利用券の申請 交付対象者で利用券を必要とする者は、民生委員を通じて社会福祉協議会に申請し利用券の交付を受ける。
  6. 発行枚数 一人あたり月2枚分とし、年間で24枚とする。
  7. 負担金 1年分（24枚）で1,000円を券と引き替えに徴収する。
  8. 利用方法 温泉センターを利用しようとする者は交付された利用券を各温泉センターに提出しなければならない。
  9. 利用料の支払 温泉センターは毎月末に請求書に利用券を添えて社会福祉協議会に対して利用料を請求するものとする。
- 附 則
- ※対象者の年齢は当該年度の4月1日現在の満年齢とする。
  - ※この事業は平成4年11月1日から実施する。
  - ※平成 7年 4月 1日 一部改正
  - ※平成 8年 3月 7日 一部改正
  - ※平成 9年 4月 1日 一部改正
  - ※平成17年 4月 1日 一部改正
  - ※令和 2年 5月 1日 一部改正